

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和7年版

評価対象材料名

透水、保水性床タイル及びブロック

細 目

- ① 保水性床タイル及びブロック（耐凍害用）
- ② 透水、保水性ブロック

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【透水、保水性床タイル及びブロック ①保水性床タイル及びブロック（耐凍害用）】

1. 評価対象

粘土と再生材等を使用し、プレス成形の後焼成されたもので、保水性を有し、その水分の蒸発による気化冷却を利用し、表面温度の上昇を抑制する機能を有する床材とし、主として構内の歩行用舗装ブロックおよび屋上防水押さえ等の床仕上げ材に用いるものとする。

2. 種類

タイル形状	厚さ 40mm 未満のもの。
ブロック形状	厚さ 40mm 以上のもの。

3. 引用している規定

(1) 日本産業規格

- ・JIS A 1454 : 2022 「高分子系張り床材試験方法」
- ・JIS A 1509- 3 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第3部：吸水率、見掛け気孔率及びかさ密度の測定方法」
- ・JIS A 1509- 4 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第4部：曲げ破壊荷重及び曲げ強度の測定方法」
- ・JIS A 1509- 6 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第6部：床タイルの耐表面摩耗性試験方法」
- ・JIS A 1509- 9 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第9部：耐凍害性試験方法」
- ・JIS A 1509-10 : 2020 「セラミックタイル試験方法―第10部：耐薬品性試験方法」

(2) 建築工事標準仕様書（一般社団法人 日本建築学会）

- ・JASS 7 「メーソンリー工事」 （2009）

4. その他

- (1) 「表示項目」とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- (2) 「参考値」とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な性能であり、使用箇所の条件等により性能が異なっているものをいう。
- (3) 「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。

評価基準

透水、保水性床タイル及びブロック

①保水性床タイル及びブロック（耐凍害用） [タイル形状]

項 目			品 質 ・ 性 能			備 考
寸 法	寸 法 許 容 差 (mm)		部 位	寸 法	許 容 差	
			辺 寸 法	150 以下	± 1.5	
				300 以下	± 1.5	
				500 以下	± 1.5	
			厚 さ	すべて	± 1.5	
品 質	反 り ・ ね じ れ (mm)		長辺方向製品寸法		反り・ねじれ	
			300 未満		1.2 以内	
			300 以上		1.5 以内	
	比 重 [表示項目]		1.5 ～ 1.8 程度			
性 能	曲 げ 強 さ (N/cm ²)		120 以上			
	吸 水 性 （ 吸 水 率 ） (体積比) (%)		15 以上			
	耐 摩 耗 性 (g)	施 ゆ う	0.1 以下			
		無 ゆ う	0.5 以下			
	耐 凍 害 性		試験後、ひび割れ、きじ、釉薬のはがれがないこと。			
	耐 薬 品 性		試験後、表面に異常のないこと。			
	滑 り 抵 抗 値 [参考値]		申請者の規定による。(滑り抵抗係数 0.46 ～ 0.96 程度)			
試験方法	1. 試験は、タイル形状およびブロック形状それぞれ行うものとする。 2. 試験体は、申請シリーズの中で、各性能が最も劣るものとする。 3. 試験体の数は、3 個とする。 4. 曲げ強さ試験は、JIS A 1509-4 による。 5. 吸水率の測定は、JIS A 1509-3 による。 6. 耐摩耗性試験は、JIS A 1509-6 による。 7. 耐凍害性試験は、JIS A 1509-9 による。 8. 耐薬品性試験は、JIS A 1509-10 による。 9. 滑り抵抗値試験は、JIS A 1454 の「17 滑り性試験」による。なお、試験片の表面状態は、17.4 a) 1) とする。					

評価基準

透水、保水性床タイル及びブロック

①保水性床タイル及びブロック（耐凍害用） [ブロック形状]

項 目			品 質 ・ 性 能			備 考
寸 法	寸 法 許 容 差 (mm)		部 位	寸 法	許 容 差	
			辺寸法	150 以下	± 1.5	
				300 以下	± 2.0	
			厚 さ	すべて	± 2.0	
品 質	反 り ・ ね じ れ (mm)		長辺方向製品寸法		反り・ねじれ	
			300 未満		1.5 以内	
	比 重 [表示項目]		1.5 ～ 1.8 程度			
性 能	曲 げ 強 さ (N/cm ²)		500 以上			
	吸 水 性 （ 吸 水 率 ） (体積比) (%)		15 以上			
	耐 摩 耗 性 (g)	施 ゆ う	0.1 以下			
		無 ゆ う	0.5 以下			
	耐 凍 害 性		試験後、ひび割れ、きじ、釉薬のはがれがないこと。			
	耐 薬 品 性		試験後、表面に異常のないこと。			
	滑 り 抵 抗 値 [参考値]		申請者の規定による。(滑り抵抗係数 0.46 ～ 0.96 程度)			
試験方法	1. 試験は、タイル形状およびブロック形状それぞれ行うものとする。 2. 試験体は、申請シリーズの中で、各性能が最も劣るものとする。 3. 試験体の数は、3 個とする。 4. 曲げ強さ試験は、JASS 7 の「付 2. JASS 7 M-101 インターロッキングブロックの品質規格」の「7.1 曲げ強度試験」による。 5. 吸水率の測定は、JIS A 1509-3 による。 6. 耐摩耗性試験は、JIS A 1509-6 による。 7. 耐凍害性試験は、JIS A 1509-9 による。 8. 耐薬品性試験は、JIS A 1509-10 による。 9. 滑り抵抗値試験は、JIS A 1454 の「17 滑り性試験」による。なお、試験片の表面状態は、17.4 a) 1) とする。					

評価基準の説明 【透水、保水性床タイル及びブロック

②透水、保水性ブロック】

1. 評価対象

再生材または再生材と粘土等を使用し、成形の後焼成されたもので、透水性または保水性を有し、雨水の透水効果または保水の蒸発による気化冷却を利用し、表面温度の上昇抑制効果を有するものとし、主として構内の舗装用に用いるものとする。

なお、また、ブロックの厚さは、40 mm以上とする。

2. 引用している規定

(1) 日本産業規格

(1) 日本産業規格

・JIS A 1454 : 2022「高分子系張り床材試験方法」

・JIS A 1509- 6 : 2014「セラミックタイル試験方法―第6部：床タイルの耐表面摩耗性試験方法」

(2) 建築工事標準仕様書（一般社団法人 日本建築学会）

・JASS 7「メーソンリー工事」（2009）

(3) 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

3. その他

(1) 「表示項目」とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。

(2) 「参考値」とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な性能であり、使用箇所の条件等により性能が異なっているものをいう。

(4) 「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。

評価基準

透水、保水性床タイル及びブロック

②透水、保水性ブロック [透水性ブロック]

項 目		品 質 ・ 性 能			備 考
寸 法	寸 法 許 容 差 (mm)	部 位	寸 法	許 容 差	
		辺 寸 法	す べ て	± 3.0	
		厚 さ	す べ て	± 3.0	
品 質	外 観	使用上有害なきず、ひび割れ、欠け、変形などがないこと。			
	再生材利用率（重量比）（%） [表示項目]	20 以上			
	比 重 [表示項目]	申請者の規定による。			
性 能	曲 げ 強 さ (N/cm ²)	3.0 以上			
	圧 縮 強 さ (N/cm ²)	17.0 以上			
	透 水 性 （ 透 水 係 数 ） (cm/sec)	0.01 以上			
	耐 摩 耗 性 (g)	申請者の規定による。			
	滑 り 抵 抗 値 [参考値]	申請者の規定による。			
そ の 他	有 害 物 質 の 含 有	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンが、土壌の汚染に係る環境基準に規定する環境基準値以下であること。			
	有 害 物 質 の 発 生	製造時に、有害物質の発生がないこと。			
試 験 方 法	1. 試験は、透水性ブロックおよび保水性ブロックそれぞれ行うものとする。 2. 試験体は、申請シリーズの中で、各性能が最も劣るものとする。 3. 試験体の数は、3 個とする。 4. 曲げ強度試験は、JASS 7 の「付 2. JASS 7 M-101 インターロッキングブロックの品質規格」の「7.1 曲げ強度試験」による。 5. 圧縮強度試験は、JASS 7 の「付 2. JASS 7 M-101 インターロッキングブロックの品質規格」の「7.2 圧縮強度試験」による。 6. 透水性試験は、JASS 7 の「付 2. JASS 7 M-101 インターロッキングブロックの品質規格」の「7.3 透水性試験」による。 7. 耐摩耗性試験は、JIS A 1509-6 による。 8. 滑り抵抗値試験は、JIS A 1454 の「17 滑り性試験」による。なお、試験片の表面状態は、17.4 a) 1) とする。 9. 有害物質の含有試験は、土壌の汚染に係る環境基準の溶出試験による。				

評価基準

透水、保水性床タイル及びブロック

②透水、保水性ブロック [保水性ブロック]

項 目		品 質 ・ 性 能			備 考
寸 法	寸 法 許 容 差 (mm)	部 位	寸 法	許 容 差	
		辺 寸 法	す べ て	± 3.0	
		厚 さ	す べ て	± 3.0	
品 質	外 観	使用上有害なきず、ひび割れ、欠け、変形などがないこと。			
	再生材利用率（重量比）（%） [表示項目]	20 以上			
	比 重 [表示項目]	申請者の規定による。			
性 能	曲 げ 強 さ (N/cm ²)	5.0 以上			
	圧 縮 強 さ (N/cm ²)	32.0 以上			
	保 水 性 （ 吸 水 率 ） (体積比) (%)	15.0 以上			
	耐 摩 耗 性 (g)	申請者の規定による。			
	滑 り 抵 抗 値 [参考値]	申請者の規定による。			
そ の 他	有 害 物 質 の 含 有	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンが土壌の汚染に係る環境基準に規定する環境基準値以下であること。			
	有 害 物 質 の 発 生	製造時に、有害物質の発生がないこと。			
試 験 方 法	1. 試験は、透水性ブロックおよび保水性ブロックそれぞれ行うものとする。 2. 試験体は、申請シリーズの中で、各性能が最も劣るものとする。 3. 試験体の数は、3 個とする。 4. 曲げ強度試験は、JASS 7 の「付 2. JASS 7 M-101 インターロッキングブロックの品質規格」の「7.1 曲げ強度試験」による。 5. 圧縮強度試験は、JASS 7 の「付 2. JASS 7 M-101 インターロッキングブロックの品質規格」の「7.2 圧縮強度試験」による。 6. 保水性試験は、JASS 7 の「付 2. JASS 7 M-101 インターロッキングブロックの品質規格」の「7.4 保水性試験」による。 7. 耐摩耗性試験は、JIS A 1509-6 による。 8. 滑り抵抗値試験は、JIS A 1454 の「17 滑り性試験」による。なお、試験片の表面状態は、17.4 a) 1) とする。 9. 有害物質の含有試験は、土壌の汚染に係る環境基準の溶出試験による。				